令和8年度当初予算ベース
消費税引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途について

地方消費税（国・地方）は2014年4月1日より5％から8％に2019年10月1日より8％から10％に引き上げられ、地方消費税収は、地方税法の規定により、全て社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

当村の令和8年度当初予算における社会保障関連経費への充当状況については、以下のとおりです。

【 歳入 】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 52,100 千円

【 歳出 】 社会保障施策に要する経費 544,384 千円

単位：千円

区分	事業	経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他		うち地方消費税交付金（社会保養財源化分）
社会福祉	社会福祉事業	48,194	2,390		2,343	43,461	6,662
	障害福祉事業	124,495	81,874			42,621	6,533
	高齢者福祉事業	51,173	4,723		5,466	40,984	6,282
	児童福祉事業	105,884	73,886		1,258	30,740	4,711
	小計	329,746	162,873	0	9,067	157,806	24,188
社会保険	国民健康保険事業	18,651	10,894			7,757	1,189
	後期高齢者医療事業	70,712	10,892			59,820	9,169
	介護保険事業	79,877	2,702		1,635	75,540	11,579
	小計	169,240	24,488	0	1,635	143,117	21,937
保健衛生	成人保険事業	16,233	804		2,861	12,568	1,926
	母子保健事業	9,333	2,603			6,730	1,032
	疾病予防対策事業	18,571			149	18,422	2,824
	医療提供体制確保事業	1,261				1,261	193
	小計	45,398	3,407	0	3,010	38,981	5,975
合計		544,384	190,768	0	13,712	339,904	52,100

※ 地方消費税交付金（社会保障費財源化分）は、各事業の一般財源の比率に応じて按分して充当しています。